

須崎市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、国民健康保険法（昭和33年法律第 192号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する一部負担金（高額療養費に該当する場合は自己負担額をいう。以下同じ。）の減免及び徴収猶予に関する事務の取扱いについて、法及び須崎市国民健康条例施行規則（昭和34年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金の徴収猶予)

第2 市長は、規則第4条第1項各号のいずれかに該当する者で、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらずその生活が困難となった場合において、必要と認めるときは、その申請により、6月（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払い又は納付については、資力の活力が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期限を限って、一部負担金の徴収猶予をすることができる。この場合において、被保険者が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

2 前項において資産及び能力の活用を図った場合とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該世帯に保有されている資産のすべてが、生活又は営業上の必需の財産であること。
- (2) 世帯主又は被保険者（以下「世帯主等」という。）のうち労働能力を有する者は、すべて働いていること。ただし、その者が働いていないことに真にやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(一部負担金の減免)

第3 市長は、世帯主等が規則第4条第1項各号のいずれかに該当したことにより、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらずその生活が著しく困難となった場合において、必要があると認めるときは、その申請により、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができる。ただし、収入の減少の認定に当っては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする。

- (1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- (2) 世帯主等の収入が生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の適用があるものとして、同

法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に1000分の1155（ただし、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間については870分の990とする。）を乗じて得た額（以下「生活保護基準」という。）以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金が生活保護基準の3月分相当額以下である世帯

- 2 一部負担金の減免の期間は、同一の疾病又は負傷につき同一の保険医療機関等で受けた療養の給付とし、申請のあった日の属する月を含めて1月単位の更新制で3月を標準とする。ただし、3月を超える減免を妨げないものとする。

（申請）

- 第4 一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けようとする世帯主等は、あらかじめ市長に対し、規則第4条第2項に規定する一部負担金減免猶予承認申請書に、別表に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、徴収猶予については、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある世帯主等は、当該申請書を提出することができるに至った後、速やかに、これを提出しなければならない。

（審査）

- 第5 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が真実と相違ないか調査するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、法第113条及び第113条の2の規定により、申請者、官公署、金融機関等に対し、文書その他の物件の提出を命じ、又は質問をすることができる。

- 2 前項の調査において、世帯主等が非協力的又は消極的であり、事実について確認することができないときは、申請を却下することができるものとする。

- 3 申請内容において、次の各号のいずれかに該当するときは、生活保護法の適用について指導を行うものとする。

- (1) 当該申請において無収入の収入申告書が提出され、事実調査の結果明らかに医療扶助の適用を受けることができると認められるとき。

- (2) 当該申請に係る入院療養の期間があらかじめ3月以上にわたると見込まれ、かつ、明らかに医療扶助の適用を受けることができると認められるとき。

（減免及び徴収猶予の決定）

- 第6 減免の区分及び割合並びに徴収猶予の基準は、別表のとおりとする。

- 2 市長は、第4に規定する申請があったときは、速やかに審査し、国民健康保険一部負担金減免

・徴収猶予承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により承認又は不承認の結果を通知するものとする。

（証明書の交付）

第7 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、規則第4条第3項に規定する一部負担金減免猶予証明書を交付するものとする。

2 前項の一部負担金減免猶予証明書の交付を受けた世帯主等が、保険医療機関等にて療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

（一部負担金の保険者徴収）

第8 市長は、保険医療機関等から法第42条第2項の規定による処分の請求を受けたときは、その請求を審査し、当該世帯主等について次の各号のいずれかに該当することを確認した場合に、法の規定による徴収金の例により、この処分を行うものとする。

(1) 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの

(2) 当該世帯主等の属する世帯が保険税の滞納処分を実施する状態にあるもの

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

(別表) (第4、第6関係)

事由	対象要件	区分・基準	添付書類
1 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり又は資産に重大な損害を受けたとき。	(1) 災害により、一部負担金支払義務者が死亡した場合で、かつ、当該支払義務を承継すべき相続人において、一部負担金の支払が著しく困難と認められるとき。	免 除	1 資産等申告書(様式第1号) 2 収入申告書(様式第2号) 3 同意書(様式第3号) 4 医師の診断書の写し 5 その他市長が必要と認める書類
	(2) 災害により、一部負担金支払義務者が障害者となった場合で、一部負担金の支払が著しく困難と認められるとき。		
	(3) 災害により、一部負担金支払義務者の所有に係る住宅又は家財につき、損害金額(保険金、損害賠償等に補填すべき金額を控除した額)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、一部負担金の支払が著しく困難と認められるとき。	1 実収入月額が生活保護基準の110%未満の場合 免除 2 実収入月額が生活保護基準の110%以上120%未満の場合 3分の2減額 3 実収入月額が生活保護基準の120%以上130%未満の場合 3分の1減額 4 実収入月額が生活保護基準の130%以上の場合 徴収猶予	1 資産等申告書 2 収入申告書 3 同意書 4 被災者であることを証明する書類 5 その他市長が必要と認める書類
2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。	農業の収入を主たる収入にしている世帯で、農作物等の減収に伴う損失額の合計額(農業災害補償法によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物の総収入合計額の10分の3以上であるもので、一部負担金の支払が著しく困難と認められるとき。		
3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。	次の(1)、(2)全てに該当する場合とする。ただし、自己都合によるものや自己の帰責理由によるもの及び定年による離職、単なる事業不振によるもの等を除く。 (1) 当該年中(1月～12月)の世帯の推定合計所得金額が前年に比して、10分の5以下に減少となるとき。(合計所得金額を推定するに当たっては、雇用保険の失業給付金、遺族年金、障害者年金等の非課税所得金額を含めて算定するものとする。また、非課税所得金額は、収入金額を所得金額とみなす。) (2) 一部負担金の支払が著しく困難と認められるとき。		1 資産等申告書 2 収入申告書 3 同意書 4 その他市長が必要と認める書類
4 その他	上記に掲げる事由に類する事由で、市長が必要であると認めるとき。		

(様式第1号) (第4関係)

資産等申告書

(1) 動産

預貯金	預金先			
	金額	円	円	円
現金	円	有価証券	種類 金額 円	
各種保険	種類	被保険者	契約金額	掛金(月額)

(2) 不動産

種別		面積等	名義人	所在地	抵当権
家屋	居住用	造 m ²			有・無
	その他	造 m ²			有・無
土地	宅地				有・無
	田				有・無
	畑				有・無
	山林原野等				有・無

上記のとおり申告します。

この申告書及び添付書類の記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

世帯主住所

世帯主氏名

印

(様式第2号) (第4関係)

収入申告書

	氏名	収入の 種類	当月 見込額	前3ヶ月			当年収入見込額
				月分	月分	月分	
収 入							
年 金 等 収 入							
そ の 他 収 入							
無 収 入	氏 名	働いていない理由					

雇用保険の失業給付金、遺族年金、障害年金等の非課税所得はその他収入欄に記載すること。

上記のとおり申告します。

この申告書及び添付書類の記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(様式第3号) (第4関係)

同 意 書

年 月 日

(あて先) 須坂市長

住 所

(世帯主) 氏 名

印

須坂市国民健康保険一部負担金の減免又は徴収の猶予の決定又は実施のために必要があるときは、国民健康保険法第 113条の2 第1項の規定により、私及び私の世帯員の資産及び収入の状況につき、市長が官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは私又は私の世帯員の雇用主その他の関係者に報告を求めることに同意します。

(様式第4号) (第6関係)

須坂市令 第 号
年 月 日

様

須坂市長

国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

被 保 険 者 記 号 番 号	須一	世帯主氏名	
療養の給付を 受 け る 被 保 険 者	住 所	須坂市	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
承 認	減 免	一部負担金の割合	割
	徴収猶予	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
不 承 認	不承認の理由		

この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に長野県国民健康保険審査会へ審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、須坂市を被告として（訴訟において須坂市を代表する者は須坂市長となります。）提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。